

項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前事業年度の認定特定情報通信事業の実施状況

二 前事業年度の収支決算

3 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定特定情報通信事業を適正に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定法人に対し、当該認定特定情報通信事業を適正に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

附 則

この命令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

(平成一九年三月三〇日内閣府・
総務省・経済産業省令第一号)

この命令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

(平成二四年三月三一日内閣府・
総務省・経済産業省令第一号)

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

(平成二六年三月三一日内閣府・
総務省・経済産業省令第一号)

この命令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

(令和四年三月三一日内閣府・総
務省・経済産業省令第一号)

この命令は、令和四年四月一日から施行す
る。